

●障害者福祉係からのお知らせ

【問い合わせ】住民福祉課 保健福祉班 障害者福祉係
☎0893(44)2111



ご存じですか？ 障害者福祉サービス

障害者福祉サービスは、「自立支援給付」と「訓練等給付」に分かれています。また、障害の種類や程度に応じて利用できるサービスと利用できないサービスがあるため、介護度に応じて障害程度区分（6段階）が認定されます。

■主なサービス

サービス名	内容	対象
居宅介護	居宅で、家事や生活全般にわたる援助	区分1以上の人
生活介護	施設で、入浴・排せつ・食事などの介護、創作的活動または生産的活動の機会の提供、その他必要な援助	区分3以上（50歳以上は2以上）の人
児童デイサービス	障害児を施設に通所させ、日常生活の基本的動作の指導および集団生活への適応訓練を行う	区分による制限なし
短期入所	施設へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な介護を行う	区分1以上の人
共同生活介護	ケアホームに入居して共同生活を行う	区分2以上の知的障害者または精神障害者
施設入所支援	施設入所する障害者の、日常生活上の支援を行う	区分4以上（50歳以上は3以上）の人
就労移行支援	就労に必要な訓練、求職活動に関する支援を行う	区分による制限なし
就労継続支援	就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う	区分による制限なし



障害者福祉サービスの利用の流れ

サービスを利用するには、事前に町へ申請し、支給決定を受ける必要があります。
支給決定後、受給者証を持って希望する事業所へご相談ください。

